

再質問

<防災行政>

結局、今報告いただいた9月1日の防災訓練の結果から判断すれば、村内4つの区会を中心に村民の安否確認を行ったわけですね。

もし仮に、区民の合計が全村民だとすれば、とんでもないことになります。私が承知している村民と区民の実際の違いを見れば、現在村民の人口は、8月31日現在5,864人で世帯数は2,333世帯です。ところが、4区会の総合計の世帯数は1,153世帯で、約半数です。つまり、村民の安否確認は半分の世帯であり、後は未確認だったと言うことです。

しかも、別荘住人や宿泊客も未確認だとすれば、防災行政における村民・住民の安否確認体制を根本から見直すべきだと思います。

たとえ、災害時には自主防災体制として村内を事前にエリア分けしておき、該当する区会担当者が、該当するエリア内全世帯の安否確認担当としておく。

また、宿泊客に対しては、旅館組合や民宿組合、ペンション・ユニオン等と協定を結び、確認および連絡責任者を決めておく。さらに別荘住民に対しては、事前に災害を前提とした連絡先・確認台帳登録を通知するなどの対策が必要ではないか？

さらに、観光客や屋外に出ている方々を想定した災害状況や避難指示関連の情報を一元的窓口として、村のホームページ内に防災情報の専用ページを設け、防災行政無線で放送したの内容や関連情報をスマートフォンやパソコンでいつでも何処からでも確認できるようにし、その事を、観光情報とともに日頃から周知しておく。

などなど、工夫すればIT（インフォメーション・テクノロジー）を活用した体制づくりができるはずです。さらに先ほど質問した情報収集と伝達体制においても、今の一方通行的な行政無線ではなく、道志村のような双方向の情報通信システムを増築することを提案したい。

避難所の下水道問題は、現状では難しいようだが、是非再度検討をしてもらいたいと思います。

<障害者優先調達推進法について>

この法律は、すでに施行されているのであるから、山中湖村の福祉行政のさらなる充実に向けた政策を期待します。

そこで提案ですが、ここに、山梨県社会福祉協議会が発行している「やまなしの福祉」という広報誌の3号があります。この中に「環境と福祉が結びついた山梨県の取り組み」という記事があります。これは、永年環境面、経済面などで国際的基準 FSC に合格した県有林の認証材や間伐材を活用して「やまなし森の紙」というコピー用紙を製造し、販売ケース箱に認証シール等を張る作業や販売先に届ける仕事を障害者就労施設が受託していることが紹介されています、表紙にその就労施設とコピー紙の写真が掲載されています。

もし山中湖村がこの「やまなし森の紙」のコピー用紙を近隣の就労施設から購入した場合、「障害者優先調達推進法」の調達実績にカウントされ、障害者支援や就労施設を支えるだけでなく、県有林の間伐を進めていく「森林整備事業」にも貢献することになり、さらに、森づくりは、水源涵養にも役立ち、住民の暮らしや環境保全へと好循環な結果を生みます。

そこで、この際、本村においても「やまなし森の紙」を活用した「福祉と環境を結びつけた」実のあるシステム作りを検討していただけないか村長のご所見を伺います。

<イベント騒音問題について>

山梨県の騒音防止基準

地方公務員法 第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」